

定 款

京都きもの友禅 株式会社
(令和2年6月24日改訂)

基 本 規 程	定 款	制 定 日
基 - 01		昭和46年8月5日

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、京都きもの友禅株式会社と称し、英文では、KYOTO KIMONO YUZEN CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 呉服、和装品、洋服、洋装品、寝装具、寝具、その他関連する衣料用繊維製品の製造、販売、加工、賃貸、保管、管理及び輸出入
2. 貴金属、貴石、半貴石、真珠、装身具、毛皮製品、皮革製品、履物、服飾雑貨、家具、室内インテリア製品、美術工芸品、書籍の販売、加工、賃貸、保管、管理及び輸出入
3. 化粧品、医療器具、健康機器、美容機器、衛生用品、磁気・電磁波の防護製品の販売及び輸出入
4. 前各号に掲げる各製品の割賦購入斡旋及び割賦販売
5. 着物、和洋裁、茶道、華道、手工芸、音楽、書道並びに絵画の教室、美術工芸施設、結婚式場の経営及び紹介
6. 国内及び国外旅行の企画、宣伝
7. 古物商
8. 小売業に対する経営指導及び業務受託
9. 食品の販売
10. 情報処理機器及び情報通信機器の販売
11. ダイレクトメール並びにインターネットによる情報の提供及び販売
12. 不動産の賃貸及び管理
13. 飲食店の経営
14. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
15. 写真撮影業及び写真スタジオの経営
16. 一般労働者派遣業
17. 有料職業紹介業
18. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、72,612,000株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となるべき数の株式を当社に対して売渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。

2 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規則による。

(基準日)

第10条 当社は、本定款に定めるものの他、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(自己の株式の取得)

第11条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(株式取扱規則)

第12条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いについては、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第14条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第20条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任方法)

第22条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第23条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(取締役の報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(代表取締役及び役付取締役)

第25条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。

（重要な業務執行の決定の委任）

第28条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議方法）

第29条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第30条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印し、又は電子署名する。

- 2 前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容及びその他の法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

（取締役会規則）

第31条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（取締役の責任免除）

第32条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- 2 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査等委員会

を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第35条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印し、又は電子署名する。

(監査等委員会規則)

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任方法)

第38条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前2項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第49期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(制定)	昭和46年	8月 5日	
(改正)	昭和50年	7月29日	
	昭和54年	7月29日	
	昭和56年	7月29日	
	平成 元年	7月27日	
	平成 7年	4月10日	
	平成 7年	4月27日	
	平成 7年	8月28日	
	平成 8年	2月 6日	
	平成 8年	8月 1日	
	平成10年	8月26日	
	平成11年	6月10日	
	平成11年	7月 1日	
	平成12年	6月14日	
	平成13年	6月14日	
	平成14年	6月14日	
	平成15年	6月13日	
	平成16年	6月17日	
	平成17年	6月15日	
	平成18年	6月22日	
	平成19年	6月21日	
	平成20年	10月8日	
	平成21年	6月24日	
	令和 2年	6月24日	(現行定款)